

[J-AB の症例登録について]

J-AB 事務局では、倫理委員会承認後（または所属機関の長の許可を得た後）にアブレーションを施行された症例について J-AB への登録をお願いしております。
バルーンを用いた心房細動アブレーションの施設認定に、J-AB への登録数が用いられることがなったことを受け、J-AB 事務局では下記の対応をしております。

1) 2018 年 7 月 27 日以降の症例については、遡っての登録が可能です。（データ固定のために症例登録を打ち切る際は、1 ヶ月以上前にご連絡させていただきます）

2) 2018 年 4 月まで遡らないと 2019 年 3 月末時点で心房細動アブレーション施行が 30 例確保できない施設は、J-AB 事務局 j-ab@ncvc.go.jp までご相談ください。